

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起が休日には、そ
の翌日)

鳥取県告示第八十二号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十七号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成十一年一月十二日前に、鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第一号）第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十一年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇告 示

農業近代化資金の利子補給率の一部改正（経営指導課）

農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正（〃）

中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正（〃）

土地改良事業の工事の完了（農村整備課）

生産事業者の登録の失効（森林保全課）

漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意
を求めるための発起人の届出（水産課）

漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（〃）

漁業經營維持安定資金の利子補給率等の一部改正（〃）

漁業經營安定資金の利子補給率等の一部改正（〃）

一般国道の区域の変更（道路課）

県道の区域の変更（〃）

一般国道の供用の開始（〃）

県道の供用の開始（〃）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除

◇選管告示

三の次に次のように加える。

利子補給を上乗せする場合	上乗せする率	県が上乗せする率	市町村が上乗せする率
(一)第一号に掲げる場合	年〇・〇二五パーセント	年〇・〇二五パーセント	年〇・〇二五パーセント
(二)第二号に掲げる場合	年〇・〇三パーセント	年〇・〇二五パーセント	年〇・〇二五パーセント
(三)第三号に掲げる場合	年〇・〇五パーセント	年〇・〇五パーセント	年〇・〇五パーセント
(四)第四号に掲げる場合	年〇・〇二五パーセント	年〇・〇二五パーセント	年〇・〇二五パーセント
(五)第五号に掲げる場合	年〇・〇二五パーセント	年〇・〇二五パーセント	年〇・〇二五パーセント
(六)第七号に掲げる場合	年〇・〇二五パーセント	年〇・〇二五パーセント	年〇・〇二五パーセント
(七)第八号に掲げる場合	年〇・〇二五パーセント	年〇・〇二五パーセント	年〇・〇二五パーセント

四 規則附則第四項の規定により上乗せする率

利子補給を上乗せする場合 第一号に掲げる場合	上乗せする率	
	県が上乗せする率 年〇・〇一五パーセント	市町村が上乗せする率 年〇・〇一五パーセント

鳥取県告示第八十三号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十八号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年二月十二日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「一・三パーセント」を「一・二パーセント」に、「〇・四五パーセント」を「〇・六五パーセント」に改める。

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成八年四月鳥取県告示第二百四十九号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年二月十二日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十二月鳥取県規則第五十八号）第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成十一年二月十二日

鳥取県告示第八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百十三条の二第一項の規定に基づき、次とおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年二月十二日

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
日南町	土地改良総合整備事業（一般）井原奥地区区画整理	平成十年三月二十日

鳥取県告示第八十六号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
1 8 7	岡田 繁	氣高郡鹿野町大字鷺峰七〇一	穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	岡田種苗園	氣高郡鹿野町大字鷺峰七〇一

鳥取県告示第八十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めることについての届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次とおり告示する。

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項

指定漁船調書の縦覧

西伯郡中山町下甲三三三六	加入区の名称	場 所	期 間
小田井 栄次郎	中山加入区		
西伯郡中山町田中六一六一一二	西伯郡中山町塙		
森長 達己	中山漁業協同組合		

平成十一
年二月十
二日から

西伯郡名和町大字御来屋	御来屋加入区	御来屋漁業協同組合	西伯郡名和町大字御来屋一一〇	同月二十 六日まで
金田 勝美			御来屋漁業協同組合	

鳥取県告示第八十八号

平成八年四月鳥取県告示第一百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成十一年二月十二日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項及び二の項中「〇・九パーセント」を「一・三パーセント」に、「〇・七パーセント」を「一・一パーセント」に改め、同表の三の項中「〇・七五パーセント」を「一・一五パーセント」に、「〇・五五パーセント」を「〇・九五パーセント」に改め、同表の四の項から七の項までの規定中「〇・九パーセント」を「一・三パーセント」に、「〇・七パーセント」を「一・一パーセント」に改め、同表の八の項中「〇・九パーセント」を「一・三パーセント」に改め、同表の九の項中「〇・九パーセント」を「一・三パーセント」に、「〇・七パーセント」を「一・一パーセント」に改める。

鳥取県告示第八十九号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年二月十二日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「一・三パーント」を「二・二パーント」に、「〇・九パーント」を「一・三パーント」に改める。

鳥取県告示第九十号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号（漁業經營安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年二月十二日前に貸し付けられた漁業經營安定資金については、なお従前の例による。

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表及び二の表中「一・八パーント」を「二・七パーント」に、「〇・四パーント」を「〇・八パーント」に改める。

鳥取県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十一年二月十二日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目三二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十一年二月十二日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目三二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	変更		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
			前後別	変更前		
一八〇号	米子市吉市字坂ノ前一四〇地先から 同市古市字五反田一三五一六地先まで	一八〇号	一〇・九〇	一八・二	四五・六	四五・六
変更後	変更前	変更後	一八・九	一〇・九〇	一八・九	一八・九
平成十一年二月十二日	平成十一年二月十二日	平成十一年二月十二日	平成十一年二月十二日	平成十一年二月十二日	平成十一年二月十二日	平成十一年二月十二日
阿鬼縁菅 沢線	変更後	変更前	変更前	変更後	変更前	変更後
日野郡日南町印賀字後河原上ミ堀一 四八四一地先から同町印賀字山崎一 一二三一一二地先まで	日野郡日南町印賀字後河原上ミ堀一 四八四一地先から同町印賀字山崎一 一二三一一二地先まで	五・九〇 (メートル)	五・九〇 (メートル)	八・五〇 (メートル)	九四五・〇 (メートル)	八・五〇 (メートル)
日野郡日南町印賀字山崎一 一二三一一二地先まで	日野郡日南町印賀字山崎一 一二三一一二地先まで	五・九〇 (メートル)	五・九〇 (メートル)	八・五〇 (メートル)	九四五・〇 (メートル)	八・五〇 (メートル)
日野郡日南町印賀字宮ノ前井手上工 一四三三地先から同町印賀字山崎一 一二三三地先まで	日野郡日南町印賀字宮ノ前井手上工 一四三三地先から同町印賀字山崎一 一二三三地先まで	五・九〇 (メートル)	五・九〇 (メートル)	八・五〇 (メートル)	九四五・〇 (メートル)	八・五〇 (メートル)
八六四・〇	八六四・〇	一八・五	一八・五	五・九〇	五・九〇	八六四・〇

路線名	区間	供用開始の期日
一八〇号	米子市古市字坂ノ前一四〇地先から同字一五六一 一地先まで	平成十一年二月十二日

鳥取県告示第九十三号
 道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、平成十一年二月十二日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

東伯関金線	変更後	東伯郡関金町大字大鳥居字八王子前四六一九地先から同町大字関金宿字町尻二六四七一一地先まで	変更前	東伯郡関金町大字大鳥居字八王子前四六一九地先から同町大字関金宿字町尻二六四七一一地先まで
		六・〇・一 二七・〇	六・〇・一 二九・〇	
		三八・〇	六・九・〇	
		一五・〇・一 六〇・〇	一、一四・〇	

鳥取県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、平成十一年二月十二日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十一年二月十二日

阿毘縁菅沢線	区間	供用開始の期日
阿毘縁菅沢線	日野郡日南町印賀字後河原上ミ堀一四八四一 一地先から同町印賀字山崎一二三一一一地先まで	平成十一年二月十二日

鳥取県告示第九十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成十年二月十日 鳥取県指令都計三一二第十四号
- 二 工区（第二工区）に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区神田錦町一丁目一

ジャスコ株式会社
代表取締役 岡田 元也

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

関金町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十二条第一項第三号に規定する個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があつたので、次のとおり告示する。

平成十一年二月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

指定を解除した施設の名称	所 在 地
関金町山村開発センター	東伯郡関金町大字大鳥居一九一一